

広島市告示第356号
令和7年7月15日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

記

名 称	所 在 地	適応災害
石内北児童館	佐伯区石内北三丁目22番14号	土砂、洪水